

堺議事第894号
令和4年9月28日

大阪広域水道企業団議会議長
伊豆丸 精 二 様

堺市議会議長
裏 山 正 利
(公印省略)

大阪広域水道企業団議会の議員定数について (回答)

仲秋の候、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、令和3年11月15日付け企議第85号で依頼のあった件について、本市議会としては、令和3年12月22日付けで回答した内容と変更はなく、再度、別紙のとおり回答します。

連 絡 先

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺市議会事務局 議事課 愛川

TEL 072-228-7812 FAX 072-228-7881

Email: giji@city.sakai.lg.jp

3 議会（八尾、大阪狭山、門真）から示された具体的配分案に対する意見

議会名 堺市

区分	八尾市議会（案）	大阪狭山市議会（案）	門真市議会（案）
各案に対する考え方 (○△ー)	—	—	—
各案に対する意見や修正点など	<p>「1 団体1議席が必要な理由として、各自治体の意見が言えないという意見があった。これについては全員協議会の中で未選出議員がある自治体の意見も言えるように変えてきた。また、議決権が必要との意見には、議決権は公平性を担保する必要があるが、人口割にするか、使用している用水量によらざるを得ない。それを考えると非常に非現実的な数になってしまふ。今回提示されたすべての案に共通するのは、1票の格差があまりにも多い為、現状を変える理由たり得ないと考える。構成団体の利害にかかわる議案に対して、議決権を持たないのは問題とのご意見もあるが、本企業団には構成団体の利害調整を行う運営協議会や首長会があり、すでにそれらを調整終了した議案しか議会には上程されないと考えることから、現行定数を変える理由たり得ないと考える。」</p> <p>以上が本市議会の大勢を占める意見であるが、「長年にわたりこの議論が続いており、政令指定都市である堺市が一定の歩み寄りを行うことも重要である。3議会の提案のうち、大阪狭山市議会の案に賛成を表明する。」との意見や、「大阪府内の全ての自治体が議決権を持つことがふさわしいと考えると同時に、八尾市議会及び門真市議会の案にある本市の議席数であれば、限られた党派のみの選出のみとなっている本市議会の課題を解消できる。」との意見もあった。</p>		

※ 「各案に対する考え方」については、それぞれの案に対し、○賛成できる、△修正できれば賛成できる、一賛成することは難しいのでお答えください。

※ 「各案に対する意見や修正点など」については、○△ーの理由、意見、修正点、疑問点についてご記入下さい。